

令和7年1月
東京税関

関係各位

ロシア連邦に対する輸出禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令等の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

- ① ロシアの特定団体への輸出等に係る禁止措置
- ② アラブ首長国連邦等の特定団体への輸出等に係る輸出禁止措置
- ③ キルギス・タイ・トルコを仕向地とする特定団体への輸出等に係る禁止措置
- ④ ロシアの化学兵器等関連物品及び産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置

2. スケジュール

施行日

- ① 令和7年1月17日（金）施行
- ② 令和7年1月17日（金）施行
- ③ 令和7年1月23日（木）施行
- ④ 令和7年1月23日（木）施行

※施行日以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますので、ご留意下さい。

◇詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250110001/20250110001.html>

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03-3599-6341